

基準7 管理運営（大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等）

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

7-1-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-1 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

（1）7-1の事実の説明（現状）

本学園の管理運営は、「学校法人関西金光学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）及び「学校法人関西金光学園寄附行為施行細則」（以下、「寄附行為施行細則」という。）をはじめ、これに基づき定められた諸規程に従っている。

意思決定機関である理事会を構成する理事の現員・選任状況及び監査機関である監事の現員・選任状況並びに諮問機関である評議員会の評議員の現員・選任状況は表7-1-1のとおりである。

表 7-1-1 理事、監事、評議員の選任状況

（人）

区分	定数	現員	理事・監事・評議員の 現員内訳		理事・評議員の所属部門			
			常勤・非常勤別	外部 役員	本部	大学	中・高	
理事	10～14	12	常勤	9	3	3	2	4
			非常勤	3	3	3	0	0
			計	12	6	6	2	4
監事	2～3	2	常勤	0	0			
			非常勤	2	2			
			計	2	2			
評議員	21～33	28	常勤	14		5	4	5
			非常勤	14		14	0	0
			計	28		19	4	5

理事、監事、評議員の選任区分別の詳細は次のとおりであるが、寄附行為の定めにより適切に運用しており、それぞれの選任区分別定数に対し現員に欠員は生じていない。

理事の選任区分定数と現員

1) 「寄附行為」第6条第1項第1号（学長/定数1人）

現員1人

2) 「寄附行為」第6条第1項第2号（校長/定数3人）

現員3人

3)「寄附行為」第6条第1項第3号(評議員/定数3人~5人) 現員3人

4)「寄附行為」第6条第1項第4号(学識経験者/定数3人~5人) 現員5人

監事の選任定数と現員

「寄附行為」第5条及び第11条第1項に定める選任条件に適合した監事

(定数2人~3人) 現員2人

評議員の選任区分定数と現員

1)「寄附行為」第16条第1項第1号(法人職員/定数7人~12人) 現員12人

2)「寄附行為」第16条第1項第2号(卒業者/定数4人~6人) 現員4人

3)「寄附行為」第16条第1項第3号(学識経験者/定数10人~15人) 現員12人

学長・学部長の選任に関しては、「寄附行為施行細則」第2条の定めにより、理事会において選任し、理事長が任命している。

また、平成20(2008)年度における理事会・評議員会の開催状況及び出席者数は、表7-1-2のとおりであり、いずれの会議にも監事の同席を要請しており、理事会、評議員会では十分な議案の審議を行うとともに、評議員会への諮問、評議員会の意見聴取も適切に実施している。

表7-1-2 平成20(2008)年度理事会・評議員会の開催状況及び出席者数 (人)
<理事会>

開催月	現員数	出席者数	議案別 意思表示書 提出者数	欠席者数	実出席率 (%)	同席 監事数
5月 臨時	13	12	0	1	92.3	1
5月 定例	13	13	0	0	100.0	2
9月 定例	12	11	1	0	91.6	2
1月 定例	11	11	0	0	100.0	1
3月 定例	11	11	0	0	100.0	2

「議案別意思表示書提出者数」欄は「出席者数」欄の外数として記載

<評議員会>

開催月	現員数	出席者数	議案別 意思表示書 提出者数	欠席者数	実出席率 (%)	同席 監事数
5月 臨時	29	21	8	0	72.4	1
5月 定例	29	25	3	1	86.2	2
9月 臨時	28	24	4	0	85.7	2
3月 定例	27	24	3	0	88.8	2

「議案別意思表示書提出者数」欄は「出席者数」欄の外数として記載

なお、理事会、評議員会の開催地について注記すると、設置校の立地が、大学は兵庫県下西播磨地区、大阪府下にある中学・高校は大阪市内南東部地区、大阪府下の南及び北のそれぞれ東部地区と4つのゾーンに分かれている。このことから、役員及び評議員が開催会場へ参集する利便性を考慮し、各種交通機関が乗り入れている大阪北

又は南地区に所在する会場で開催することを常とし、会議内容の充実化に努めている。

大学の管理運営については、「関西福祉大学学則」及びこれに関連する諸規程により行っている。教員組織と事務組織の緊密な連携と円滑な運営を図るために「関西福祉大学会議組織規程」第 3 条に基づき、経営委員会、運営委員会、教授会並びに各種委員会を設置している。

経営委員会は、理事長、常務理事、学園本部長並びに大学の学長、学部長及び事務局長などで構成され、学長の招集により学園本部と大学が連携して大学の経営にかかわる重要な課題を審議する。

運営委員会は、学長、研究科長、各学部長、副学部長及び事務局長、その他学長が指名する者によって構成され、毎月 1 回開催し、経営委員会で決定した方針に基づいて、大学運営の諸問題並びに教授会の議題等について審議するとともに、各部門の連絡調整を図っている。

教授会は、運営委員会で審議されたもののうち教育課程等に関する事項のほか「関西福祉大学教授会規程」第 3 条にかかる事項について、審議・決定している。

さらに「関西福祉大学会議組織規程」第 13 条に基づき各種委員会を設置し、それぞれの所管事項について審議している。

(2) 7 - 1 の自己評価

本学園の管理運営に関しては、理事会、評議員会、監事がそれぞれの機能を発揮し適切に機関としての目的を果たしている。

管理部門（学園）と教学部門（大学）が連携して経営に係わる重要な事項についての審議を担う経営委員会は、平成 18(2006)年度においては、社会福祉学部の改組に関する議題の審議、平成 19(2007)年度においては、改組に伴う中期的な教員人事計画の審議及び大学院社会福祉学研究科設置に関する議題の審議を行った。平成 20(2008)年度については、経営委員会において直接取り扱うべき案件がなかったため開催を見送ったところである。

理事等の役員選考については、「寄附行為」「寄附行為施行細則」の規定に基づき、適正に運用されている。

(3) 7 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

私学の経営環境が厳しさを増すなかで、管理運営業務をより適正かつ迅速、効率的に遂行し、大学の目的を達成するために、管理部門（学園）にあっては理事会、評議員会や監事等の管理運営体制の整備、教学部門（大学）については経営委員会、運営委員会、教授会及び各種委員会等の管理運営体制の整備を継続的に行い、それぞれが確実に機能するよう運営していく。

体制整備のための基盤づくりの重要要素である役員等の選考や採用に関しても、現状と同様に関係諸規則を厳正に適用し、実施していく。

7 - 2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

7 - 2 - 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

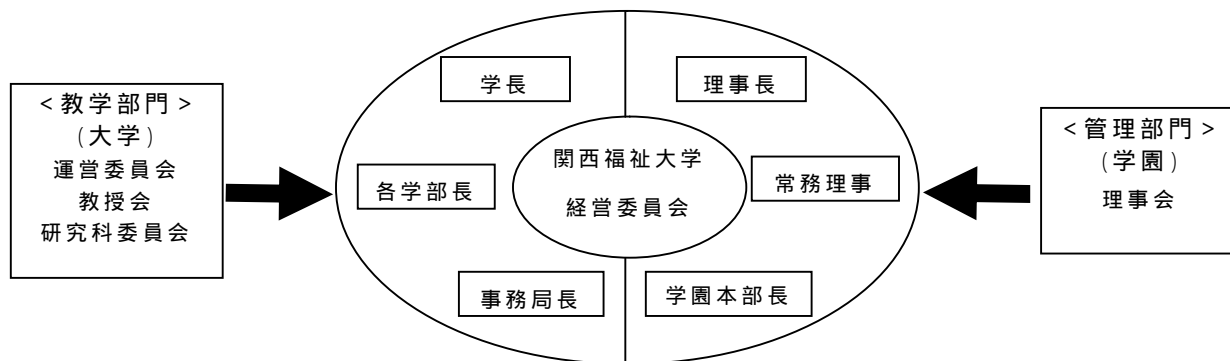
(1) 7-2の事実の説明(現状)

管理部門(学園)と教学部門(大学)の連携については、学長と事務局長が理事として理事会へ参画すること、学長・各学部長・事務局長が評議員として評議員会へ参画すること及び経営委員会の設置・運営が挙げられる。

理事会には教学部門(大学)から学長、事務局長が理事として出席し、大学としての取り組みに係る案件を上程し、大学の要望、意見等を伝えるとともに、会議における決定事項、管理部門(学園)からの伝達事項を大学内の運営委員会や教授会等で報告し、周知徹底を図っている。また、評議員会には教学部門(大学)から学長、各学部長、事務局長が評議員として出席し、理事長の諮問事項に応えるとともに、大学から選任された評議員の意見として学園の管理運営にも反映されている。

経営委員会については、7-1において既述したように、管理部門(学園)では理事長、常務理事、学園本部長及び教学部門(大学)は学長、各学部長、事務局長及びその他学長が指名する者で構成されている。経営委員会においては、大学の経営に関わる重要な課題について審議を行い、管理部門(学園)と教学部門(大学)の共通認識を形成し、そこでの決定方針に沿って、教授会をはじめとする学内の諸会議で具体的な議題についての立案・検討を行っている。

図 7-2-1 関西福祉大学経営委員会の構成図



(2) 7-2の自己評価

学長、各学部長、事務局長の理事会、評議員会への出席により、大学の意見・要望は管理部門である学園及び理事会に伝わる。そこで審議された理事会の決定事項や学園からの伝達事項は時宜を失することなく大学に伝わり、学内で共有できており、管理部門(学園)と教学部門(大学)の連携は適切になされている。また、学園本部に所属する理事者と大学側の理事である学長、事務局長が恒常的に相互に出向き、状況・情報の共有や、様々な案件に係る調整等を積極的に実施するなど、連携の強化を図っている。

(3) 7-2の改善・向上方策(将来計画)

管理部門(学園)と教学部門(大学)の組織的な連携を図り、その客観性、透明性を高めるため、審議・意思決定機関としての経営委員会の活用を努める。また、これ以外にも、理事会、評議員会の枠組みの活用等を通して、今後も引き続き管理部門(学

園)と教学部門(大学)の連携をより適切に行っていく。

7 - 3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築されていること。

7 - 3 - 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

7 - 3 - 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築され、かつ適切に機能しているか。

7 - 3 - 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

(1) 7 - 3 の事実の説明(現状)

本学では、平成 15(2003)年度に「関西福祉大学自己点検評価に関する規程」を定め、以下の項目を対象に自己点検評価を毎年実施してきた。

- 1) 大学の理念や目的及び中・長期の事業計画に関する事項
- 2) 大学の管理運営及び施設に関する事項
- 3) 入試・学生募集に関する事項
- 4) 教育体制及び教育活動に関する事項
- 5) 研究組織及び研究活動に関する事項
- 6) 学内委員会活動に関する事項
- 7) 学生生活及び学生への相談・援助に関する事項
- 8) 社会及び地域への貢献に関する事項
- 9) 国際交流に関する事項
- 10) 附属機関の組織と活動に関する事項
- 11) 大学の事務業務に関する事項
- 12) 大学の財政に関する事項
- 13) その他必要事項

自己点検評価結果については、平成 9(1997)年度から平成 11(1999)年度までの白書、平成 12(2000)年度から平成 15(2003)年度までの白書としてまとめ、平成 15(2003)年度より大学内に設置された「FD・自己点検委員会」を中心に平成 16(2004)年度より年次報告書を毎年作成している。報告書は学内の全教職員に配付するとともに、学生や地域住民等には附属図書館で閲覧できるよう開示・公表している。

各評価項目の自己点検評価結果については、関係する各委員会、教授会、運営委員会などで議論し、その改善に取り組んでいる。平成 18(2006)年度より、評価項目について(財)日本高等教育評価機構の評価基準に沿って、自己点検を実施している。

(2) 7 - 3 の自己評価

自己点検評価は毎年度実施できており、点検・評価 - 改善 - 実践の意識は浸透してきているが、課題のなかには、複数年度にまたがって取り組まなければならないものもあり、大学の中期(5ヶ年)計画の下で、具体的に取り組んでいく施策等の企画・立案に反映させることが必要である。

また、年次報告書を作成し、その結果を改善につなげようとする気風は学内に生まれているが、改善に向けての具体的な計画性を欠いている点がある。

自己点検報告書については、全教職員に配付するとともに、学生や地域住民等が附属図書館で閲覧が可能なように開示・公表できている。

(3) 7 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価結果を改善へと着実に結びつけるために運営委員会で大学全体の改善計画を立案し、担当部署を明示すると同時に改善への進捗状況をチェックするような組織的な枠組みづくりに着手する。

今般の認証評価受審に際して作成した自己評価報告書については、本学ホームページ上で公表をする。

【基準7の自己評価】

大学の目的を達成するために、管理運営体制は整備され、機能しており、管理部門と教学部門の連携は適切になされている。自己点検評価については、結果を改善に活かす組織的な取り組みが必要である。

【基準7の改善・向上方策（将来計画）】

管理部門（学園）と教学部門（大学）が節度のある緊張関係を維持しつつ、組織的な連携を深めるために、経営委員会の活用に努める。また、運営委員会の機能を強化し、大学全体の改善事業推進の意思決定機関とする。